

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和4年5月教育委員会会議：定例会

期 日 令和4年5月18日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時45分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
菅谷 義範 委員 小菅 広計 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 3名

出席職員 教 育 長 圓城寺 一雄(再掲) 教 育 部 長 曾山 澄雄  
教育総務課長 菊間 明美 学 務 課 長 澤田 法義  
指 導 課 長 松丸 晴久 教育センター所長 田中 雅明  
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二  
教育総務課企画財務班長 平野 昌彦  
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より3件報告

1つ目、印教連の定期総会については、4月19日に成田市で開催された。新型コロナウイルス感染防止のため、時間を短縮して行われた。昨年度の行事及び決算報告、今年度の行事計画、予算案等について諮り、各委員に承諾を得た。

役員については、今年度、会長に成田市の佐藤勲委員が選任された。また、成田市教育委員会事務局が、昨年引き続き印教連事務局を担当することとなった。関山教育長職務代理者と一緒出席をした。来年度からこの事務局が佐倉市に回ってくるということが決定している。

2点目、第1回教科用図書採択地区協議会について、第1回は、5月10

日、富里市中央公民館で開催された。関山教育長職務代理者とともに出席をした。協議会では、役員の選出、専門調査員の選任、教科用図書採択制度及び選定方法、日程などについて話し合い、まとまった。この事務局は、富里市教育委員会が今年度担当して、日程に沿って進めるということになった。

3点目、教育長の学校訪問については、新年度がスタートして、全部の幼稚園、小中学校を対象に、現在訪問を実施しているところである。現場で直接指導している先生方の教育活動の様子や具体的な感染症対策について確認をしながら、各学校の教育活動全体を把握することを目的として実施している。昨日までに22校、小学校が14校、中学校が8校訪問を終了したが、どの学校でも3密を防ぐ具体的な感染対策を実施しながら、授業もスムーズに展開されていた。引き続き学校の教育活動を把握しながら、適切な支援に努めていきたいと考えている。

4点目、第1部会、小学生陸上競技大会については、コロナ禍で3年ぶりの開催となったが、本日岩名の陸上競技場で開催をした。コロナ禍で十分な練習が積めないというようなどころもあったのだが、やはり子どもたちに活躍の場をとということで、今年度は実施した。午前中に指導課長、学務課長とともに会場を訪問した。通常開催年の約6割の子どもたちのエントリーと、練習時間が確保できないということが理由なのだが、約6割のエントリーということで小規模の大会、また感染対策のために一般の方、保護者の参加はなしということで実施されたが、大きな事故もなく無事終了した。

② 新型コロナウイルス感染状況について【教育部長】

教職員の感染状況について、先月の教育委員会会議開催日の4月21日から、5月17日までの感染者はいなかった。また、同期間の児童生徒の感染者数は、児童53名、生徒25名の計78名だった。

臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の状況について、臨時休校と学年閉鎖はなかった。学級閉鎖については、佐倉中学校の1学級において、5月2日月曜日、1日のみ実施したが、そのほかはなかった。

③ 教科書展示について【学務課長】

千葉県教育委員会教科書展示会は、千葉県教育委員会が県内26か所で開催しており、佐倉市立中央公民館はその開催場所の一つとして位置づけられているものである。中央公民館では、現在小中学校で使用されている教科用図書の見本本や特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の見本本も併せて展示される。

佐倉市立中央公民館の展示日時については資料のとおりだが、休館日6月13日月曜日を除いて、6月10日金曜日から24日金曜日の14日間で、9時から17時までとなっている。このことについて、各小中学校を通して広報するとともに、「こうほう佐倉」6月1日号で市民の方々に周知を図ることとしている。

昨年度と違う点については、佐倉市教科書閲覧会は開催しない。理由は、今年度新たに採択する教科用図書がないからである。また、現在使用されている教科書について、志津図書館で小中学校教科書が年間を通して閲覧でき

る状態にある。この状況は、平成 28 年度においても同様である。

なお、昨年度は中学校歴史分野の教科書採択が 1 社、自由社があったので、佐倉市教科用図書閲覧会は行った。

④ 運動会・体育祭の開催日程について【指導課長】

今年度も昨年とほぼ同様に、各学校の実情に照らして実施する。開催時期については、小学校は、5 月、6 月の開催が 11 校、9 月、10 月開催が、12 校である。中学校は 1 学期がほとんどである。幼稚園は秋という形になっている。昨年度は、平日の開催としていたが、学校の実情、判断で土曜日の開催校が何校かある。原則として、小学校は低学年、中学年、高学年に分けて、中学校は学年ごとに実施し、時間は 2 時間程度としている。保護者の参加については、学校の実情に照らして、3 密を回避しながら行われるということになっている。

⑤ 市民大学開設状況について【社会教育課長】

資料、5 月 12 日現在、令和 4 年度市民大学開設状況については、昨年度に引き続き感染予防対策を講じつつ開催する。

中央公民館が主催する 4 年制の佐倉市民カレッジについては、80 人の定員に対し、資料では見込みとなっているが、46 人の入学を決定している。入学式は、5 月 13 日金曜日に新入生のみで実施した。在校生が 2 年生 56 人、3 年生 68 人、4 年生 63 人、合計 233 人である。

2 段目の臼井公民館が主催する 2 年制のコミュニティカレッジさくらについては、30 人の定員に対して 5 人の入学を決定している。入学式は、5 月 21 日土曜日に開催予定である。在校生が 2 年生 6 人、合計は 11 人である。

3 段目の志津公民館が主催する 1 年制のしづ市民大学は、運営委員会方式で自主的な学習活動の促進、生涯学習を進めるまちづくりを目指し、今年度は御覧の 3 つのコースで開設している。3 つのコース、合計 90 人の定員に対しまして 123 人の応募があり、抽選でそれぞれの定員を決定している。開校式は、感染対策を講じるよう一堂には会せず、それぞれのコースの開講日に合わせ簡単に開催する。

最後に、根郷公民館が主催する 1 年制の根郷寿大学は、内容は全く同じである。奇数月と偶数月に分けて開設する。2 つのコース、合計 80 人の定員に対し 92 人の応募があった。1 名、急遽辞退者があり、決定者 91 人全員が受講者となっている。開校式は一堂に会することなく、それぞれの開講日に合わせて簡易に行い、開校式後はオリエンテーションを実施し、自己紹介や班活動の打合せなどを行う予定である。

⑥ 感染状況について【指導課長】

4 月 21 日から 5 月 17 日までの感染状況については、感染性胃腸炎が 3 名、流行性耳下腺炎が 2 名、水痘が 12 名、溶連菌感染症が 1 名、マイコプラズマ感染症 1 名が発生している。

⑦ いじめの件数について【指導課長】

4月のいじめの認知件数は、小学校が86件、中学校は40件、合計126件である。新たな認知件数は52件である。引き続き、学校支援アドバイザーと連携を図りながら丁寧に進めていく。

#### 《委員から報告》

感染症の追加である。説明があった感染症については、感染性胃腸炎が一番目立つ。印旛市郡医師会内の定点観測、第19週、5月9日から5月15日で、感染性胃腸炎の総数が130人、定点当たり8.13人である。第16週の4月18日から4月24日が、8を超えていて8.81になったのだが、その次の第17週、4月25日から5月1日、これと、それから次の第18週、5月2日から5月18日は連休、ゴールデンウィークがあり、少し減り、第17週のとくに定点当たり6.31人、総数101人だった。それから、第18週、

総数が116人で、定点当たり7.25人だったが、また連休明けから増えてきたので、これから先、増える可能性があるので、気をつけていただきたい。

水痘と突発性発疹が少し多いかいうところだが、第19週、5月9日から5月15日。水痘が定点当たり0.5、それから突発性発疹が0.56。1を超えていないので、そんなに心配しなくてもいいが、ほかの感染症と比べるとここだけ増加傾向にある。これは様子見ていいかと思う。

新型コロナウイルス感染症について、第19週、5月9日から5月15日、印旛市郡医師会内で検査した総数が2,305件、陽性者が377人である。陽性率16.4%なので、最盛期の30%とか40%と比べると大分落ち着いているのだが、まだ16.4%あるので、決して油断できる状況ではない。佐倉市は、一応2桁の前半というか、昨日が13人なので、大分減ってはいるが、引き続き注意をしていただく。感染対策、予防には十分注意をして、引き続き同じような対策を取っていただきたい。

ワクチン接種第3回目について、私のところの医療機関での接種では、最近中学生が結構多くなった。12歳から18歳の若い人がほとんどになってきた。ただし、かなりこれもまだ十分な数が接種しているわけではなく、いろいろ意見があると思うが、保護者の方が心配されて打たないという選択肢を取っている方がいるが、医学的には打っていただいたほうが非常に安全だろうということである。副作用とか、あるいは将来的なものについては、今のところ治験は出ていないが、薬の内容からすれば別に遺伝子に影響を与えるようなことではないので、まず問題はないはずだが、その辺は保護者の方のご意見もあるかと思うが、打たれたほうがいいだろうという見解である。

第4回目については、小中学校はあまり関係ないので、今のところ様子を見ていただければいいが、今3回目の接種の応募が大分少なくなってきている。予定している接種者の数をかなり下回っている日もあるので、先生方もなかなか保護者の方のご意見があるので、積極的にとは言えないと思うが、何かの折に話をしていただければという状況になっている。

### 3 議決事項

議案第1号 令和4年度佐倉市6月補正予算（教育委員会所管分）について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、6月補正予算（教育委員会所管分）の総括である。教育委員会所管分の補正予算については、歳入予算819万4,000円の増額、歳出予算1,306万3,000円の増額となっている。

続いて、資料の3ページ、2の歳出。9款教育費、1項教育総務費、3目教育研究指導費、19、学校行事中止等に係る経費補助事業855万6,000円の増額である。学校行事が新型コロナウイルス感染症の影響により中止等になった場合、その際に発生するキャンセル料について、小中学校へ補助する経費を計上するものである。

続いて、2項小学校費、2目教育振興費、3、小学校就学援助事業30万4,000円の増額及び次の3項中学校費、2目教育振興費、3、中学校就学援助事業14万6,000円の増額である。各学校が銀行窓口において金種を指定し就学援助費等を引き出す際の手数料を計上するものである。

続いて、5項社会教育費、3目公民館費、19、シニア世代デジタル講座事業13万3,000円の増額である。コロナ禍における新しい生活様式に対応した、高齢者向けのデジタル講座開催に係る講師への謝礼等を計上するものである。

続いて、5項社会教育費、6目美術館費、9、美術館施設改修事業（コロナ対策分）233万6,000円の増額である。新型コロナウイルス感染予防のため、オンライン環境整備や1階の出入口の扉の改修など、施設改修費や庁用器具費を計上するものである。

続いて、資料4ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、14、抗原定性検査キット等配布事業（幼稚園分）4万1,000円の増額及び次の6項保健体育費、1目保健体育総務費、15、抗原定性検査キット等配布事業（小中学校分）154万7,000円の増額である。教職員用に新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットを購入する費用を計上するものである。

続いて、資料の2ページ、1、歳入である。16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、総計819万4,000円の増額である。資料右、説明の欄については、歳出で説明した事業にあるが、説明欄の記載事業に対し、活用する国の補助金について増額補正しようとするものである。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

歳入について、5目の社会教育費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この説明がシニア世代デジタル講座事業ということになっているが、今講演会とかウェブ開催が多くなっている。シニア世代に対してインターネット環境でやる事業ということで、これがついたと思う。具体的にどういうことなのか。歳出のほうの3目の公民館費の中に、シニア世代デジタル講座事業ということで、講師謝礼としか書いてないのだが、歳入のほうの予算が8万3,000円しかないので大きなことはできないと思うが、

講師謝礼に全て使ってしまったって、歳入が足りないのではないかと。

**【教育総務課長】**

歳入が歳出の事業費に対して足りないということについては、市全体で新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を受けて、市全体の事業をそれぞれ上げたもので、事業別に案分した金額が載っているというものになる。これで足りない分については、市の経費で賄う。

**【社会教育課長】**

毎年根郷公民館で、60歳以上を対象にした、初めてのスマホを持つ講座というのを実施している。その講座は、電源の入れ方や上下左右にスライドするなど、基本的な内容だが、大変人気な講座となっている。今回はそれを踏まえ、コロナ禍においても新しい生活様式に対応するため、コミュニケーションツールとして、SNSの活用方法、または決済の方法などを、講座の中に少し組み入れていることで、一步進んだコミュニケーションツールとしてスマホが活用できればと考えている。大人数での講座ではないが、講師1人が2人ぐらいを見ながら、各公民館で行ってみたいと思っている。

**【委員1名より】**

本当に少人数でやるということなので、これはきっかけで、これから進めていくということと理解した。また、これだけの金額なのでハードの面では無理だろうという、ソフト面で使っていくということか。

**【社会教育課長】**

今回は講座の実施の講師の謝礼金のみ計上している。

**【委員1名より】**

今根郷公民館だけという話だが、広げていく予定はあるのか。

**【社会教育課長】**

根郷公民館はこれまでこの補助金とは別にやっていた。今回の講座に関しては、定員は少ないが、各公民館で2回ずつ開催する予定である。

**【委員1名より】**

これは継続して事業が行われると考えるのか。

**【社会教育課長】**

まずは今年度行い、応募や利用者の状況を踏まえ、今後検討するということになるかと思う。

**【委員1名より】**

資料3 ページ、2、歳出の2項小学校費、2目教育振興費と及びこの3項中学校費、2目教育振興費の手数料、円貨両替手数料について、学校では、教材費など集金があると思うが、私は、保護者なので、子ども4人分、現金で支払っている。結構細かい集金があるが、銀行で小銭も入金するのに手数料が高くなってきているかと思う。今回のこの就学援助事業に係る手数料と同様、学校単位での集金業務にも予算がかかってくる可能性というのはあるのか。

**【教育総務課長】**

学校が自分の口座に入れる分には、手数料はかからない認識でいる。

**【委員 1 名より】**

3 ページの歳出の 9、教育費の 1 の学校行事中止等に係る経費補助事業、これはどういうものを想定して予算をつけたのか。

**【学務課長】**

最高学年、中学校 3 年生、小学校 6 年生の泊を伴うものに対してキャンセル料が発生し、小学校で 1,500 円程度、中学校で 3,000 円程度かかる。その各学校の人数、児童数、生徒数の掛け算、積算をしたものが 1 つ。

もう一つは、代替で日帰りの、これも修学旅行、泊ができなかった場合の次の案で考えており、その企画をしてキャンセルをするとまたキャンセル料が取られてしまうので、それが小学校で約 500 円、中学校で 1,000 円程度になるのだが、それも児童数、生徒数で積算をして、全部合算したものがこの額になっている。

**【教育長職務代理者】**

資料 4 ページ、検査キット、これは教職員用ということだが、学校に配布して教職員が自分で感染したと思ったときに検査するのか、あるいは定期的に検査するのかどうか。

**【指導課長】**

この抗原検査キットについては教職員対象で、濃厚接触者となった場合、以前までは 7 日間待たないで、4 日目、5 日目で検査して問題なければ出勤できたということだったが、3 月 16 日、文科省の通知があり、濃厚接触者については、無症状かつ抗原検査のほう、キットで陰性であることが確認できれば、教育に従事することは不要不急の外出には当たらないという、そういう取扱いの通知が来たので、これに当てはめ、濃厚接触者になった場合、学校の校長が、その職員の代替がない、必要である、この職員が来ないと困るというような状況であった場合、抗原検査をして無症状で問題なければ出てきても構わないというようなときに使うものである。

**【教育長職務代理者】**

陰性という結果であれば一番幸いだが、職員の陽性の反応が出た場合、この次の段階、つまり治療の医療のところへつながらないといけないと思うが、ルートはきちっとできているのか。

**【指導課長】**

陰性でない、陽性になった場合については、もうそれぞれが医療機関のほうに行って確認して、その後の流れは各個人になっている。

**【教育総務課長】**

陽性の場合、発症日の翌日から 10 日間、行動制限がかかることになっている。しかるべき、無症状の人は様子を見ながら、それぞれにおいて病院にかかって確認をするなどの手続を取っている。

**【教育長職務代理者】**

陽性の場合、自分で保健所等連絡する、あとは自分でしなくてはならない。何か不都合ではないか。今までの報道等を見ていると、なかなか個人的に治療を、あるいは診察を申し込んでも受けてくれない。保健所に連絡するよう指示があるだけというケースがたくさん報道されている。個人任せというこ

とは、何か不合理ではないか。

**【委員1名より】**

今学校から医療機関に対して、受診をしてくれというルートは、正式にはできていない。ただ、学校のほうから、こういう患者さんがあるので診てほしいということで連絡がくる場合がある。一応抗原がプラスになっているので陽性だろうということだが、念のためもう一回PCR検査をする話になる場合もある。ただ、一応10日間の隔離、陽性の場合には自宅待機とかということになるので、それを自宅で待機していただければいいということがまず一つだが、発生届が学校から出るということはない、保健所の場合。それは医療機関でないと出せない。それを出せるのは、登録医療機関という県のほうに申請をしている機関ではないと出せない。それを学校が把握して、学校側から抗原キットで陽性が出た場合は、そこに受診をしていいかどうかというのを確認するという手順を一応取れていけばいいが、なかなか明文化されたものがないので、今のような答弁になったと思う。

どこがやっているかというのは、公表されているところとされていないところがあるので、分からない場合は、例えば佐倉市の場合は佐倉市に問合せをすると、この医療機関でやっているということが分かるので、それを一回学校が把握しておけば、そこから受診依頼をするという手はある。市役所の場合、教育委員会以外の場合は、人事課のほうから検査をしてもらうとか、そういう話があることある。その辺はどうなっているのか。

**【指導課長】**

学校は、その医療機関は分かっているのだが、この問題は基本的に個人の問題だというふうに思う。陽性になった場合とか、つまり休んで待機していただくということになる。この抗原検査というのは、教職員が早めに出させてもらえるための検査のキットだと思っている。

**【委員1名より】**

学校の検査ってスクリーニングなもので、確定はやっぱり医療機関でやらないといけない。それをきちっと医療機関のほうへ連絡をして、陽性になったということが、この方があったということだったら、それを連絡してもらって依頼をするというのが一つの手順なのである。

学校でなった場合、そのままいいといたら、絶対保健所からは連絡来ないので、もし重症化しても保健所から連絡がないわけだから、入院もできなくなるので、医療機関を通して保健所に陽性の発生届を出しておかないと、その方も大変だし、学校のほうとしても10日間終わったらいいとしても、出てくるときに本当にそれでいいかという話になる。

**【指導課長】**

この抗原検査で例えば陽性になった場合、医療機関で検査をしてという流れになる。

**【委員1名より】**

本当は抗原キットって当然、きちんとしたキットなので、陽性だったら陽性でいいのだが、一応その旨、医療機関のほうに伝えて受診してもらったほうがいいと思う。実は、二重にやる場合もある。



**【教育長職務代理者】**

その場合、医療キットを素人が指示に従ってやるのと、専門家の指導の下にやるのと結果は変わらない。

**【委員1名より】**

実は、取り方によるのだが、陽性が出ている場合は、大体ちゃんと取れているだろうという判断になる。ただ、一応発生届というのは、どこで取ったということを書かなくてもいいので、別に自院でやらなくてもいいので、受診できていれば発生届が書けるので、その後、受診した医療機関で次の検査をやるかどうかというのは、その医療機関の判断になる。だから、取りあえず発生届を書けるように医療機関受診するようにしておかないと、重症化したときにちょっと困る。そのまま自宅待機の10日間で終わってしまえばいいのだが、何も起こらない。

**【教育長職務代理者】**

そういう問題もあるわけだが、検査キット、これをきちっと配置する。そして、濃厚接触者等の疑いがある場合には検査を自主的にする。それは、私は大変すばらしいことだと思うので、その後の今話が出たようなところをもう少し検討していただければ、なおありがたいと思う。

**【教育総務課長】**

その対応について、市役所全体と一緒にだが、受診先が見つからないといった場合には、健康管理担当に相談するようマニュアルがでている。受診先が見つからない場合は、市の健康管理担当に相談できるような体制は整っている。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校評議員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：学校評議員は、校長や幼稚園長の求めに応じて、教育目標や教育計画、幼児、児童生徒の教育活動や地域との連携、学校運営に関することなどについて様々な意見を述べていただく方々である。

今年度各学校から推薦をいただいた、学校評議員の候補者について説明する。資料の1ページから9ページに佐倉市学校評議員候補者名簿がある。今年度委嘱しようとする各幼稚園、小中学校からの推薦者の合計数は、名簿の9ページの通し番号にあるとおり173名である。そして、今年度も市内全ての幼稚園と小中学校から学校評議員の推薦をいただいている。

次に、学校評議員の定数については、各学校5名以内として推薦を依頼しているが、各学校や地域の実情、規模等により、印南小学校、佐倉幼稚園が4名の推薦となっている。今年度の候補者のうち新規は81名である。2年目の方は44名、3年目の方は48名である。学校評議員の委嘱期間は1年だが、佐倉市学校評議員設置等に関する要綱第6条規定に基づき、教育委員会が認めた場合には、3年を限度として再任することができる。学校評議員

候補者の職種の内訳については、自治会・地域協力者が53名、PTA関係・保護者が55名、民生委員等が29名、安全ボランティアが8名、学識経験者など学校教育に精通されている方が8名、社会福祉関係が18名、部活動外部指導者と青少年相談員がそれぞれ1名となっている。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

任期について、1年任期で3年、3期までオーケーという話だが、一旦3期で終了し、その後、年数がたったら、もう一回ということは実際起きているのか。それは可能か。

##### 【学務課長】

一旦3年が終わり、年を空けて再任ということはある。

##### 【委員1名より】

一応これは学校のいろいろな条例、教育や教育課程の問題もあると思うので、いろいろと決めなければいけないのだが、長期でやって再任、再任繰り返していくと、やはり硬直するような感じもあるので、新しい方をどんどん入れていかれたほうがいいのだが、再任を阻止するような規定はない。その辺はやむを得ない、その地域の実情によってしょうがないという感じか。

##### 【学務課長】

現状、今年定年が延びており再任用の方々もいて、65歳までは元気で働いているということ、なかなか65歳から70歳ぐらいまで、年齢が限定的になってくると考えている。定年が延びた結果、年齢も限られてくるので、新しい方といってもなかなか難しい部分が出ており、今年、例えば印南小では、昨年度5名いたが、ほかの役職に就いているだとか再就職をしたということで、実際に多忙であるということで4名になってしまったという経緯もある。できれば新しい方を探していただくことは前提としているが、再任も妨げないようというふうには考えている。

##### 【委員1名より】

人選は大変だろうと思う。それで、欠格事項は、多分公序良俗に反する方ということだろうと思うのだが、明確な規定はない。校長先生に選んでいただく。良識ある方を推薦されると思う。

##### 【教育長職務代理者】

資料14ページ、10条、ここに教育委員会が別に定めるという要綱があるということだが、要綱の中に、仕事というか、立場というか、この表で言えば備考のところ、学識経験者とか社会福祉関係とか、こういった立場というのは、要綱の中にこういう立場の方を入れるという規定あるか。

##### 【学務課長】

明確な規定はないが、地域の各、例えば元PTA会長、地域で安全ボランティア、あるいは地域の自治会、様々な役職でというふうには考えているが、明確なこれの職種という規定はない。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市学区審議会委員の委嘱について

学務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、学区審議会委員候補者名簿である。委嘱期間につきましては、本日、令和4年5月18日から、前任者の残任期間である令和5年11月30日までである。

資料2ページ、候補者の略歴である。公立小中学校のPTA代表2名、市長事務部局の職員の委員1名が人事異動により変更となっている。

資料3ページが承認いただいた場合の委員一覧となる。承認いただいた場合には、次の4ページの委嘱状(案)をもって、委嘱をしたいと考えている。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市教育支援委員会委員の委嘱について

教育センター所長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、委員候補の名簿、委嘱の期間である。2ページは委員候補の略歴、3ページは委嘱状(案)、4ページから6ページが佐倉市教育支援委員会条例の条文となっている。現在の委員の任期が令和4年5月31日で切れることにより、全12名の委員の委嘱を審議していただく。

資料1ページ、名簿の中の10名が再任となる。名簿の5番と6番が新任の候補者である。2名の新任の候補者の推薦内容について、資料2ページ、5番、大橋昭彦氏は、佐倉市教育委員会学務課での行政経験と小学校での長年の学校現場での経験を生かし、子どもたちの将来に向けての必要な支援などについて、適切な助言をいただけるものと考えている。6番、野村英二氏は、中学校での長年の学校現場での経験を生かし、子どもたちの将来に向けての必要な支援などについて、適切な助言をいただけるものと考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

12人の委員の役割については条例第2条で挙げてあるが、条例第6条で会議の開催について書いてあり、必要に応じてということになっている。条例第2条での役割上、やはり新学期の前に定期的で開催しているか、その辺はどうか。定期的で開催があったか。それとも必要に応じてという規律があるので、不定期の開催になっているのか。条例第2条では、定期的な開催のような気がするがいかがか。

【教育センター所長】

取りあえず必要に応じて行う。ただ、毎年大体この時期に数が集まってくるというのを想定し、一応本年度も3回開催を予定している。

【委員1名より】

3回というのは、大体学期の初めとか、定期開催の時期を定めているのか。

【教育センター所長】

時期は定めている。今年度は、第1回を10月20日、第2回目を11月17日、第3回目を1月12日と、3回を予定している。

【委員1名より】

大体新学期に向けてのということだろうと思う。今まで臨時で開いたことはあるか。例えば臨時で開く場合にはどういう問題について検討されるのか。

【教育センター所長】

今まで臨時に開いたことはない。開催日に合わせて何件か回ってくるので、その開催日において審議をしている。

【委員1名より】

今のところ、困った問題は特に生じていないということか。

【教育センター所長】

今まで審議を続けてきて、特に大きな問題になったことは一切ない。

【委員1名より】

開会は委員長が招集するということだが、委員のほうから求められてということも可能なのか。例えば委員の何人かが求めれば、会が開催できるということか。

【教育センター所長】

委員長のところでということになっており、それに合わせて開催をしていくという流れで今まで進めてきた。今までそういう例もないので、本年度もそのような形で進めていきたいと考えている。

【委員1名より】

過去にはなかったということで承知した。今の質問は、委員が求めて何人以上集まったら開催できるかという規定はないと考えていいのか。

【教育センター所長】

条例の第7条に、委員の過半数の出席があつて会議を開催するという形になっている。

【委員1名より】

それは、会議が開かれた場合である。会議を開いてほしいというような要求はできるのか。

【教育センター所長】

今までそのような例が一回もなかったので、条例第6条にのっとり、委員長が招集するというような形で進んでいきたいと考えている。

【委員1名より】

ないということか。多分委員のほうで委員長に対して開いてほしいというはずなので、問題ないと思うが、事実上の実質的な支障はないということで理解した。

《議決結果》

可決

議案第5号 佐倉市立図書館協議会委員の委嘱について  
社会教育課長より上程議案の説明

内容：議案第5号については、図書館協議会委員を令和5年7月31日までの2年間、10名委嘱しているが、人事異動に伴い、充て職の委員のうち1名を新たに委嘱しようとするものである。

資料1ページ、候補者の一覧である。前原美智雄氏については、教育行政はじめ図書館行政、子どもたちの読書活動等について、助言がいただけるものと捉えている。任期は、前任者の残任期間、令和5年1月31日までである。資料2ページは、候補者略歴、3ページは委任後の委嘱一覧、4ページ目は委嘱状の案となる。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

この協議会の設置については条例8条に上がっているのですが、これはいいのだが、設置の2条、この目的ということで委員会が設置されていると思う。協議会の役割というのは、こういう条例2条についての内容について審議するというふうに理解していいのか。それとも何か別に役割として規定がどこかにあるかどうか。条例を見ると書いてないので、図書館法にひょっとしたら書いてあるのかもしれないが、その辺はいかがか。

【社会教育課長】

第8条に、図書館法第14条第1項の規定によりということである。図書館法のほうに、正式な文面はすぐ出てこないのだが、館長の求めに応じまして、主に図書館サービスについて意見をいただくという内容だったように記憶している。

【委員1名より】

サービスというのは、もう全てにわたってしまうということ。要するに全体、これ図書館の協議会なのでもう全部。例えばサービスだけだとソフトの面である。そのほかの例えば本とか備品など、そういうものはこの協議会で審議はしないのか。その辺はいかがか。

【社会教育課長】

例年図書館協議会においては、今年度の読書普及活動についての意見を館長から提案し、主にそこについて意見をいただいているが、例えば今回の場合、新しい図書館に関することというのを議題の中に入れていたので、館長の求めに応じて様々な意見をいただいている。

【教育長職務代理者】

図書館法には図書館の運営に関するということも入っているので、サービスだけではない。

【委員1名より】

運営に関するということだと大体全てだろうと思うが、図書の選定につい

ても、これは協議会か、それともほかの組織で。図書館に入れる、購入する図書についての選定は、協議会の役割か。

**【社会教育課長】**

具体的には書いていない。運営面、サービス面など必要に応じて、館長が意見をいただけないかということをお願いをしている。

**【委員 1 名より】**

図書の購入については、どこが審議をしているのか。大事なことである。図書館に何の図書を入れるか、それはどうなのか。

**【社会教育課長】**

図書の購入については、通常の業務の中で図書館職員を中心に選定を行っている。

**【委員 1 名より】**

協議会には諮られないと考えていいのか。

**【社会教育課長】**

具体的にこの本を購入してよいかということで諮ることはないが、新しく図書館を造り、コーナーを設けるので、こういうような本を購入したいと考えているというような話はする。その場合に意見をいただく場合がある。

**【委員 1 名より】**

直接具体的にはタッチしていないということか。

**【社会教育課長】**

そうである。

**【委員 1 名より】**

適切に選んでいただいているだろうと思うが、偏った内容も入ってくるといけないので、協議会でチェックをしなければいけないことではないかと思うが、その辺のご見解いかがか。

**【社会教育課長】**

図書館協議会は、年に 2 回の会議なので、具体的にというのは難しいところだが、年間に大体 2 万冊以上の本を購入することになり、毎週 100 冊単位で買っているので、利用者のリクエストや、うちの蔵書構成などを踏まえながら購入していくことが中心になるかと思う。

**【委員 1 名より】**

大変だろうと思う、2 回の審議でというのは。ただ、運営サービス全般という話だったので、基本的な図書の購入というのは大事な役割だと思うので、会議できちんと話し合いをされるとありがたいと思う。

**【教育長職務代理者】**

現在のこの審議会委員の方、任期途中だが、従来市史編さん関係の仕事は、行政管理課の市史編さん担当のほうが行っていたと思う。その分が 4 年度から、図書館のほうを担当するということになり、新しい図書館の落成も間近になっている。そういった、今までなかった新しい部門というか、ジャンルというか、分野というか、図書館の仕事として加わってきた。そういった中でこの図書館協議会はどういう役割を果たすのか。

**【社会教育課長】**

規則では、市史編さんの業務は、令和3年4月より図書館の業務に入っているが、市史編さんという、もちろん図書館の分野であるが、特別というか、少々分野が異なっているところもあり、市史編さん委員会が別に存在している。そこで市史編さんに関する具体的な意見を伺っていきたいと思っている。そしてその意見を要録的に取りまとめ、図書館協議会のほうに伝え、意見をいただくというような形で今後進めていきたいと考えている。

**【教育長職務代理者】**

確かに市史編さん委員会はある。文面でも確認しているわけだが、図書館の業務の一つとして、新しくその市史編さんという歴史資料の収集管理、そういったことが入ってきている。そうすると、市史編さん、そこに特化するのには、そういう委員会はそれで必要なのが、それをも含めて図書館協議会のほうは図書館の運営、あるいはサービス全体を網羅する、そういう立場にあるのだろうと思う。編さん委員会のほうに任せておいて、こちらに結果をもらおうというのは、私は逆ではないかと思うが、その辺はやはり、編成が令和3年2月からで、令和3年4月から業務が転換してきているので、次のこの図書館協議会の編成のときには、そういった視点も入れて人選なり組織をつくっていただきたいと願う。

**【社会教育課長】**

具体的に挙げると、デジタルアーカイブというものがあり、歴史資料をデジタル化して公表するというものである。それは、図書館と連携して一つのホームページで出すことを今予定して準備を進めているということから、図書館と市史編さんの業務は、本当に連携していくことが必要で、次のまた委員選定や、図書館協議会の協議の中で、連携の分野が意見交換されるような展開にしていきたいと思っている。

**【教育長職務代理者】**

アーカイブで歴史資料は、よほどきちんとセレクトしないといいい資料が残らないので、よろしく願います。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言